

議員提出第1号議案

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

1 提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律等の改正を踏まえ、宿泊費等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 費用弁償の種目及び額に係る規定の整備
- (2) 宿泊費基準額に係る規定の整備
- (3) 宿泊手当の新設
- (4) 日当及び食卓料の廃止

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。